

生活・文化拠点再整備
アーバンデザインガイドライン策定委員会設置要綱

資料 2

(目的)

第1条 生活・文化拠点再整備基本計画等策定に伴うアーバンデザインガイドライン策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、議事等について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) アーバンデザインガイドラインの策定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 建築全般に関する専門知識を有する学識経験者
- (2) ランドスケープデザインに関する専門知識を有する学識経験者
- (3) ユニバーサルデザインに関する専門知識を有する学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、生活・文化拠点再整備基本計画等策定までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。副委員長は、委員長がこれを指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策部企画政策課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。